

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成30年2月定例会

平成30年2月15日

目 次

平成30年2月定例会

2月15日（木曜日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
議長選挙	3
議長あいさつ	3
会期の決定	4
会議録署名議員指名	4
諸報告	4
議案上程（議第1号）	4
提案理由の説明……………広域連合長	5
補足の説明……………事業課長	5
質疑	6
討論	7
採決	7
議案上程（議第2号、議第3号および議第4号）	8
提案理由の説明……………広域連合長	8
補足の説明……………事務局次長、事業課長	8
質疑	13
討論	15
採決	16
議案上程（議第5号）	17
提案理由の説明……………広域連合長	17
補足の説明……………事務局次長	17
質疑	18
討論	20
採決	20
広域連合長あいさつ	21
閉会	21

○出席議員（14名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	石澤秀夫	議員
3番	秋葉新一	議員	4番	赤塚幸一郎	議員
5番	加藤信明	議員	6番	芳賀清	議員
7番	菊地勝秀	議員	9番	早坂文也	議員
10番	佐藤誠七	議員	11番	五十嵐智洋	議員
12番	田中貞一	議員	14番	小野由夫	議員
15番	市原栄子	議員	16番	吉宮茂	議員

○欠席議員（2名）

8番	山尾順紀	議員	13番	丸山至	議員
----	------	----	-----	-----	----

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	遠藤直幸
副広域連合長	中川勝	代表監査委員	玉田芳和
事務局長	丹野仁敬	事務局次長	太田修
会計管理者	柏倉信一	事業課長	村山裕二
総務係長	伊藤寛	企画財政係長	古原俊宏
資格管理係長	高橋英一	給付係長	志賀俊介

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	丹野仁敬	事務局次長（兼務）	太田修
書記（兼務）	伊藤寛	書記	門脇直樹
書記	矢作悠香		

○議事日程第1号

平成30年2月15日（木）午後2時開議

- 第1 議席指定
- 第2 議長選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員指名
- 第5 諸報告
- 第6 議第1号 平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)
- 第7 議第2号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第8 議第3号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

第9 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第10 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画について

○本日の会議に付した事件

日程第1 議席指定

日程第2 議長選挙

日程第3 会期の決定

日程第4 会議録署名議員指名

日程第5 諸報告

日程第6 議第1号 平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第7 議第2号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第8 議第3号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第10 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画について

午後2時18分 開議

○副議長(早坂文也君) 現在、議長が空席となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

これより、2月6日告示招集されました平成30年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、山尾順紀議員、丸山至議員であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

議席指定

○副議長(早坂文也君) 日程第1 議席の指定を行います。

平成29年10月6日告示の選挙で当選されました赤塚幸一郎議員、加藤信明議員および菊地勝秀議員、また、平成29年11月14日告示の選挙で当選されました秋葉新一議員、芳賀清議員、小野由夫議員および市原栄子議員の議席を定めます。

会議規則第3条第2項の規定により、副議長において議席を定めます。

現在御着席の議席を議席とします。

議長選挙

○副議長（早坂文也君） 日程第2 議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行うことを御提案しますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（早坂文也君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（早坂文也君） 異議なしと認めます。

したがって、指名の方法については、副議長において指名することに決定しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会議長に加藤信明議員を指名します。

お諮りします。ただいま副議長において指名しました加藤信明議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（早坂文也君） 異議なしと認めます。

したがって、加藤信明議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました加藤信明議員が出席しておりますので、会議規則第27条第2項の規定により、当選を告知します。

議長あいさつ

○副議長（早坂文也君） 議長に当選されました加藤信明議員から、ごあいさつをお願いします。

○議長（加藤信明君） 議長。

○副議長（早坂文也君） 加藤信明議員。

○議長（加藤信明君） 東根市議会議長の加藤でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆さま方の御推挙によりまして議長に選出されたことを光栄に思うと同時に、大変な重責の念でいっぱいでございます。浅学非才の身でありますけれども、執行部の方々、そして議員各位の御指導と御協力のもと、本広域連合のさらなる発展のために誠心誠意努める所存でございます。

ので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、議長就任のあいさつといたします。

(拍手)

○副議長（早坂文也君） どうもありがとうございました。

ここで、議長を交代します。どうもありがとうございました。

(拍手)

(早坂文也副議長 議席に着席)

(加藤信明議長 議長席に着席)

会期の決定

○議長（加藤信明君） 日程第3 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤信明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定をいたしました。

会議録署名議員指名

○議長（加藤信明君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第59条の規定により、議長において指名をします。

会議録署名議員に3番 秋葉新一議員、4番 赤塚幸一郎議員を指名します。

諸報告

○議長（加藤信明君） 日程第5 諸報告を行います。

監査委員から、平成29年8月から平成30年1月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告をされております。

以上で報告を終わります。

議第1号

○議長（加藤信明君） 次に日程第6 議第1号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を上程します。

提案理由の説明

○議長（加藤信明君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（加藤信明君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第1号について提案理由を御説明申し上げます。

議第1号につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ532万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,581億4,032万2,000円とするものです。

詳細については事務局より御説明申し上げます。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（加藤信明君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） 議第1号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページをごらんください。歳入歳出予算総額にそれぞれ532万9,000円を追加し、補正後の予算総額を1,581億4,032万2,000円とするものであります。その概要について申し上げます。このたびの補正予算は、厚生労働省が平成28年12月に公表した電算処理システムの保険料軽減判定誤りによる保険料の過大、過小徴収に対応するものであります。昨年の7月議会において、それまでの対応を中間報告いたしました。その時点で抽出漏れとなっていた被保険者を改めて抽出し、正しい保険料を賦課した結果、すべて減額となり、これまでの分を含め被保険者へ保険料を還付する財源に不足が生じたため増額補正するものであります。

事項別明細書3ページ、4ページをごらんください。別冊でございます。初めに、歳入について申し上げます。1款1項市町村負担金であります。保険料過年度還付金の増額に伴い、その財源である過年度分保険料負担金500万円を増額するものであります。2款2項国庫補助金であります。特別返還金の支出に伴い、その財源である特別調整交付金32万9,000円を増額するものであります。なお、特別返還金とは、賦課権の期間制限により減額賦課決定を行うことができず、還付することができない保険料のことでございます。

次に5ページ、6ページをごらんください。歳出について申し上げます。7款1項1目保険料還付金であります。標準システムの設定誤りで発生した保険料軽減判定誤りについて、改めて抽出した被保険者に対し正しい賦課を行った結果、被保険者へ保険料を還付する過年度保険料還付金と、これまでの分を含め500万円を増額するものであります。7款1項3目償還金であります。歳入の2款2項で申し上げましたが、標準システムの設定誤りで発生した保険料軽減判定誤りについて、改めて抽出した被保険者に対し正しい賦課を行いました。賦課権の期間制限により減額賦課決定

を行うことができず、還付することができない保険料について、不利益を補てんし支給するため、特別返還金32万9,000円を増額するものであります。

以上、特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。よろしく御審議の上、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（加藤信明君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質 疑

○議長（加藤信明君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（加藤信明君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） 先ほどの協議会でも少し伺ったんですけれども、そうしますと電算システムの不都合ということでもありますけれども、今回補正をする、そして、今後の問題については今のところ解決しているというふうに判断してよろしいのでしょうか。そのところをお願いいたします。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（加藤信明君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） お答え申し上げます。今後のシステムの対応でございますが、31年4月に新しいシステムが稼働いたします。それまでの間は、厚生労働省から提供されたツールを用いて賦課することになります。

以上でございます。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（加藤信明君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） そうしますと、その厚生労働省のツールでの賦課に対しては問題がないということで理解してよろしいでしょうか。そのところ、今回はそうしたことで時効も発生したということでもありますので、そのところがちょっと心配なものでありますからお願いいたします。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（加藤信明君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） お答え申し上げます。先ほども御説明申し上げましたが、ことしに入りましてから、また抽出漏れがあるというふうな連絡が来ました。今後、ないと思いたいのですが、この件についてはちょっとまだ不明なところでございます。市原議員が御心配の時効の部分につきましては、今回補正で上げました平成27年度分は、当然発生したわけですが、今後28年度の分ももしかしたら発生するかもしれません。先ほど0.0025%というふうに申し上げましたが、実際機械を回してみないとわからない状況でございまして、その辺につきましては新年度になってから対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（市原栄子君） わかりました。

○議長（加藤信明君） よろしゅうございますね。

○15番（市原栄子君） はい。

○議長（加藤信明君） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤信明君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討 論

○議長（加藤信明君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤信明君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採 決

○議長（加藤信明君） これより採決をします。

日程第6 議第1号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立により採決をします。

お諮りします。ただいまの議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤信明君） 御着席願います。

全員起立であります。したがいまして、日程第6 議第1号につきましては原案のとおり可決されました。

議第2号、議第3号および議第4号

○議長（加藤信明君） 次に日程第7 議第2号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から日程第9 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてまでの議案3件を、関連がありますので一括して上程をします。

提案理由の説明

○議長（加藤信明君） 提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（加藤信明君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第2号、議第3号および議第4号について提案理由を御説明申し上げます。

議第2号の平成30年度一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ6億3,653万7,000円とするものです。

議第3号の平成30年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ1,491億7,987万3,000円とするものです。

議第4号の後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成30年度および平成31年度の保険料率を定めるとともに、低所得者に対する保険料軽減措置の軽減判定所得の見直しに伴い、軽減対象となる所得基準額の引き上げを行い、さらには平成30年4月からの法改正に対応するため所要の改正を行うものです。

詳細については事務局より御説明申し上げます。

○事務局次長（太田修君） 議長。

○議長（加藤信明君） 太田事務局次長。

○事務局次長（太田修君） それでは、初めに議第2号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ総額6億3,653万7,000円とするものであります。詳細につきましては、別冊である平成30年度当初予算事項別明細書で御説明

申し上げたいと思います。

事項別明細書の総括であります1ページおよび2ページをお願いいたします。1ページの歳入につきましては、1款分担金及び負担金、2款財産収入、3款繰入金、4款繰越金、5款諸収入で、2ページの歳出につきましては、1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款予備費で構成させていただいております。

事項別明細書3ページおよび4ページをお願いいたします。歳入1款分担金及び負担金につきましては、広域連合の運営に対する市町村からの事務費負担金であります。電算処理システムの機器更改に要する経費や電話交換機更新に係る経費を新たに計上した一方で、派遣職員人件費の対前年度比での減額を見込み、総額で6億3,601万2,000円、前年度比較で6,962万8,000円の増としたところであります。2款財産収入につきましては、財政調整基金の運用利子であり、1,000円を計上したところであります。3款繰入金は、財政調整基金からの繰入金であり、存目として平成29年度と同額の1,000円を計上するものであります。4款繰越金についても、平成29年度と同様に存目の1,000円を計上しております。5款諸収入につきましては、1項預金利子について1,000円を計上し、事項別明細書5ページ、2項の雑入においては、職員の住居借り上げに係る負担金を含む52万1,000円を計上したところであります。

続きまして歳出について御説明申し上げます。7ページ、8ページをお願いいたします。歳出1款議会費は、議員報酬および議会開催に係る経費等を計上したものであり、前年度より1,000円減の65万7,000円としております。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、電話設備使用料等負担金を新たに見込んだ一方で、派遣職員人件費負担金について、新年度の派遣職員の見込みから必要な経費を推計し計上するなどした結果、一般管理費総額を309万3,000円減の1億8,158万1,000円とするものであります。2目財産管理費につきましては、財政調整基金運用利子の積立金であり、前年度より9,000円減額の1,000円を計上しております。

9ページおよび10ページをお願いいたします。2款総務費2項選挙費は、選挙管理委員会委員報酬として前年度と同額の4万8,000円を、3項監査委員費は、2,000円減の9万1,000円を計上したところであります。3款民生費につきましては、特別会計の事務経費に対する繰出金であり、電算処理システム機器更改に要する経費等を見込んだことにより、前年度対比で7,276万2,000円増の4億4,915万9,000円を計上したところであります。4款の予備費につきましては前年度同額の500万円を計上しております。

続きまして11ページをお願いいたします。11ページは、特別職に係る給与費明細書であり、前年度との比較では、職員数は同数、額も同額となっております。

以上で議第2号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の説明を終わります。なお、議第3号、議第4号については、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（加藤信明君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） 続きまして、議第3号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期

高齢者医療特別会計予算および議第4号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。初めに、議第3号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。第1条第1項は予算の総額であります。歳入歳出総額をそれぞれ1,491億7,987万3,000円と定めるものであります。第2条は一時借入金であります。地方税法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を120億円と定めるものであります。第3条は歳出予算の流用であります。地方税法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の流用できる場合について定めるものであります。

6ページは歳入歳出予算の大まかな一覧表であります。別冊の平成30年度当初予算事項別明細書により御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお願いいたします。13ページ、14ページは総括であります。歳入歳出それぞれの合計額の比較では、前年度比25億2,571万2,000円、1.66%の減少となっております。

次に、それぞれの詳細について御説明申し上げます。15ページ、16ページをごらんください。歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金について申し上げます。1項1目保険料等負担金につきましては、保険料軽減特例の見直し、保険料率改定などに伴い、前年度比2億140万1,000円増の123億59万円を計上しております。2目療養給付費負担金につきましては、定率負担として市町村が療養給付費の12分の1を拠出するものでありまして、前年度比1億7,587万9,000円減の119億2,087万5,000円を計上しております。次に、2款国庫支出金について申し上げます。1項1目療養給付費負担金につきましては、定率負担として国が療養給付費の12分の3を拠出するものでありまして、前年度比5億2,763万7,000円減の357億6,262万3,000円を計上しております。2目高額医療費負担金につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、80万円を超える部分について、国と県が4分の1ずつ負担するものでありまして、前年度比2,529万3,000円増の5億5,386万9,000円を計上しております。2項1目調整交付金につきましては、広域連合間の財政力の不均衡を是正するために国から交付される普通調整交付金と、広域連合独自の保健事業などに対して交付される特別調整交付金がございます。2つ合わせまして前年度比3億7,429万円減の146億5,223万2,000円を計上しております。2目民生費国庫補助金につきましては、健康診査等の保健事業実施および医療費適正化推進事業に対する国からの補助金でありまして、前年度比31万9,000円減の6,683万8,000円を計上しております。3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、保険料の軽減特例に対する補てん等のために交付されるものであります。保険料軽減特例の見直しに伴い、前年度比2億9,580万4,000円減の5億6,645万8,000円を計上しております。次に、3款県支出金について申し上げます。1項1目療養給付費負担金につきましては、定率負担として県が療養給付費の12分の1を拠出するものでありまして、前年度比1億7,587万9,000円減の119億2,087万5,000円を計上しております。2目高額医療費負担金につきましては、国と同様に県が4分の1を負担するものでありまして、前年度比2,529万3,000円増の5億5,386万9,000円を計上しております。

17ページ、18ページをごらんください。2項1目県財政安定化基金交付金につきましては、

県において、現在の基金残高が財政リスクのための額と同程度確保されていると判断されたことから、県と協議した結果、基金残高はそのまま確保しておき、保険料上昇抑制のための取り崩しおよび基金への積み立ても行わないとしたことから計上しておりません。次に4款支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から、医療給付に対する現役世代の負担分として交付されるもので、後期高齢者負担率が10.99%から11.18%に引き上げられたことから、前年度比14億4,287万5,000円減の590億9,822万2,000円を計上しております。次に5款特別高額医療費共同事業交付金につきましては、国保中央会が事業主体となり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、全国レベルで財政調整を行い交付されるものでありまして、これまでの実績に基づき、前年度比456万円減の4,244万円を計上しております。6款財産収入につきましては、医療給付費等準備基金利子収入として200万円を計上しております。次に、7款繰入金について申し上げます。1項一般会計繰入金につきましては、特別会計の事務費にあてるため一般会計から繰り入れするものでありまして、前年度比7,276万2,000円増の4億4,915万9,000円を計上しております。増加した主な要因であります。平成31年4月から稼働予定の電算処理システム機器更改に要する経費を計上したことなどによるものであります。

19ページ、20ページをごらんください。2項基金繰入金につきましては、保険料上昇抑制財源として、医療給付費等準備基金から平成30年度の保険給付費分を繰り入れするものでありまして、12億円を計上しております。8款繰越金につきましては、前年度と同様、1,000円の存目のみの計上でございます。次に、9款諸収入について申し上げます。1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利子、3項2目返納金につきましては、前年度と同様、存目のみの計上であります。3項1目第三者納付金につきましては、交通事故等により加害者から責任割合に応じた損害賠償金として受け入れるものでありまして、前年度比222万8,000円減の8,980万8,000円を計上しております。3項3目雑入につきましては、平成30年4月から配置する保健師の雇用保険料被保険者負担金等の経費を計上しております。

次に21ページ、22ページをごらんください。歳出について申し上げます。1款総務費について申し上げます。1項総務管理費につきましては、電算処理業務委託、レセプト点検委託、各種通知等の作成委託、郵送等に要する経費でありまして、前年度比7,445万1,000円増の4億5,632万7,000円を計上しております。増加した主な内容につきましては、歳入の7款1項一般会計繰入金で御説明申し上げたとおりであります。次に、2款保険給付費について申し上げます。1項療養諸費につきましては、平成30、31年度特定期間の見込みにより計上しております。1項1目療養給付費につきましては、前年度比23億7,132万6,000円減の1,451億7,242万2,000円を計上しております。2目療養費につきましては、前年度比9,133万2,000円減の9億5,821万9,000円を計上しております。

23ページ、24ページをごらんください。2項1目審査支払手数料につきましては、国保連合会に委託するレセプトの審査業務および医療機関への支払い事務に係る手数料でありまして、前年度比1,158万円減の3億9,522万円を計上しております。3項1目高額療養費につきましては、1カ月に支払った医療費の自己負担額が世帯の所得状況等に応じた限度額を超えた場合に支給するものでありまして、前年度比6,714万円減の9億8,878万4,000円を計上して

おります。3項2目高額介護合算療養費につきましては、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合に支給するものでありまして、前年度比7,300万円減の1億2,633万2,000円を計上しております。4項1目その他医療給付費につきましては、被保険者が死亡した際に支給する葬祭費でありまして、前年度比1,155万円増の6億2,745万円を計上しております。次に3款県財政安定化基金拠出金につきましては、歳入の3款2項1目で御説明申し上げたとおり、県において、現在の基金残高が財政リスクのための額と同程度確保されていると判断されたことから、県と協議した結果、基金残高はそのまま確保しておき、保険料上昇抑制のための取り崩しおよび基金への積み立ても行わないとしたことから、計上しておりません。

25ページ、26ページをごらんください。4款特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、歳入の5款で説明いたしました事業に要する経費でありまして、国保中央会への拠出金として、前年度比456万円減の4,259万円を計上しております。次に5款保健事業費につきましては、市町村に委託して実施している健康診査事業、広域連合が独自に実施している歯周疾患検診事業、また、市町村の特徴を生かして実施する長寿・健康増進事業に対する補助に要する経費として、前年度比295万6,000円増の3億8,712万7,000円を計上しております。なお、新たに、高齢者のフレイル対策として、被保険者の健康状態を考慮し、食生活全般にわたる栄養指導を行い、健康寿命の延伸を図るため、低栄養等訪問指導事業を実施する経費、並びに膨大なデータを活用し、効果的かつ効率的な保健事業等を実施するため、保健師を配置する経費などを計上しております。

27ページ、28ページをごらんください。6款基金積立金につきましては、医療給付費等準備基金積立金の預金利子でありまして、200万円を計上しております。7款諸支出金につきましては、保険料還付金、還付加算金、償還金でありまして、前年度と同額の1,803万1,000円を計上しております。予備費につきましては、前年度と同額500万円を計上しております。

以上が特別会計予算の概要の説明でございます。

次に、議案書7ページをごらんください。

○議長（加藤信明君） 簡単明瞭に説明してください。

○事業課長（村山裕二君） はい。議第4号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

次期特定期間の新たな保険料率を定めるとともに、低所得者に対する保険料軽減措置の軽減判定所得の見直しに伴い、軽減対象となる所得基準額の引き上げを行うものであります。また、平成30年4月からの法改正に対応するため、条例の改正を行うものであります。初めに、第10条であります。平成30、31年度における所得割率について、現行の0.0858を0.0801に引き下げるものであります。第11条であります。平成30、31年度における均等割額について、現行の4万1,700円を4万1,100円に引き下げるものであります。第12条であります。保険料の賦課限度額について、現行の57万円を62万円に改めるものであります。第16条であります。低所得者の負担軽減の観点から、被保険者均等割額を減額する基準のうち、5割を減額する基準については、被保険者数に乗ずる金額を現行の27万円を27万5,000円に、2割を軽

減する基準については、現行の49万円を50万円にそれぞれ拡充するものであります。次に、22条および23条であります。国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、保険料の賦課対象として追記するものであります。施行期日は、平成30年4月1日であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（加藤信明君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質 疑

○議長（加藤信明君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（加藤信明君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） 簡潔に質問をしたいと思えます。まず1点が議第2号の一般会計、そして議第3号特別会計、予備費が500万ずつということで、前年度どおりということであります。そして説明のほうで不測の事態がというお話でありましたけれども、この不測の事態という定義というんですか、これについてどのようにお考えなんでしょうかということ。あともう1つが、国からの交付金の問題なんですけれども、高齢者医療制度円滑運営臨時特例給付金なんですけれども、今回の軽減特例の見直しの影響で2億9,580万4,000円の減ということなんですけれども、この金額、先ほどの協議会のほうではまた違う金額だったと思うんですけれども、これが全額、今回の軽減特例の見直しのところでの負担額というわけではないのでしょうか。そのところをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○事務局次長（太田修君） 議長。

○議長（加藤信明君） 太田事務局次長。

○事務局次長（太田修君） それでは、ただいま市原議員から御質問のあった予備費についての見解を申し上げたいというふうに考えております。

予備費についての不測の事態の定義ということでございますが、こちらについては明文化された定義というものはございません。予備費につきましては、御存じのとおり、歳出予算を超えるもの、これに対応するものでございますが、補正予算で対応するというのが通常一般的な流れだと思っております。しかしながら、やむなく緊急事態に対応するためといったような場合であって、さらに一定金額、例えば流用の範囲をもう超えて、ある程度一定の金額をどうしても支出しなければいけないといったような場合においては、今言ったような予備費の充用もやむなしといったケースもあ

ろうかというふうに考えております。この場合、一般会計側で通常考えられますのは、先ほどから話が出ておりますようにシステムの改修とか不具合、こういったものが急に発生したような場合については、やはりまとまった金額の支出がどうしても必要であるといったようなことから、このような予備費の充用が考えられるのではないかとというふうに考えますけれども、ただ我々事務局といたしましては、できるだけ予算の透明性といった観点から、予備費の充用については最終の手段であるというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（加藤信明君） いいですか。市原議員、いいですか。

○15番（市原栄子君） 一般会計のほうは。

○議長（加藤信明君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） はい、それではお答え申し上げます。予備費の件でございますが、不測の事態というのはどういうことかというふうなことでございますが、ほかの款項目で対応できない場合というふうなことであろうかと思っておりますけれども、やはり特別会計の性格上といいますか性質上、療養給付費等が1番考えられるわけですが、500万円で足りるのかという議論もあるかと思っておりますけれども、そういった場合についてはやはり、補正予算というふうなことになりますので、先ほど一般会計のところでも申し上げましたが、透明性というふうな観点から、その辺については慎重に取り扱うというふうに考えております。

それから、特別会計の円滑運営特例交付金につきましては、被扶養者の部分、現在7割軽減になっておりますが、それが5割軽減になるというふうなことで、その影響での減だというふうに考えております。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（加藤信明君） 15番 市原議員。

○15番（市原栄子君） 先ほど協議会のほうでは、軽減特例の影響が1億1,000万という話がありました。こうした中で、今回の予算の中で、約12億繰り入れがあるという中で、この1億1,000万、先ほどもお話がありましたとおり、せつかく10年振りというか初めての軽減という、保険料が減るという形になります。そうした中で、少しでもこの特別軽減の部分での負担を減らしていく、そうしたものを使っていくというふうなお考えはなかったのでしょうか。つまり繰入金12億のうち、その一部を使ってこの特別軽減の部分の負担軽減ですね、上がってしまう方たち、保険料が。ここのところのお考えはなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（加藤信明君） 村山事業課長。簡単明瞭に答弁を。

○事業課長（村山裕二君） 剰余金の活用につきましては、この部分だけにとりうふうなことではなくて、被保険者全体で計算するものですから、今回の試算上では、先ほどの資料の11ページに書いてあるような結果となったものでございまして、均等割、それから所得割については極力下げる方向で今回は検討したところであります。結果、このようになったということでございます。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（加藤信明君） 市原議員。

○15番（市原栄子君） 私はぜひ少しでも、前回28年度、見直しで上がっています。そしてさらに29年度ですと軽減特例がなくなって、また上がった方たちがいます。そしてことし、ほかの方たちが下がっているのに、また上がっている人たちがいる。こうした状況の改善というものを私は努力をしていただきたかったというふうな意見を言わせていただきます。

○議長（加藤信明君） 以上でよろしいですね。
ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤信明君） 御質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討 論

○議長（加藤信明君） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

○15番（市原栄子君） あります。

○議長（加藤信明君） 15番 市原議員。

○15番（市原栄子君） 討論、簡潔にさせていただきたいと思います。ただいま議案となっております議第3号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

今の質問の中でも言わせていただきました。今回、本当に皆さまの大変な御努力により負担軽減、大変敬意を表しております。しかし、平成29年度から見直しが行われました保険料の軽減特例、この見直しにより大幅な保険料の値上げとなる方たち、こういった方たちを見過ごすというわけにはなりません。そして説明の中ではその軽減特例がなくなった方たちのための方策ということもと

られなかったということ、そうしたことを言ったときに、私はぜひともやっていただきたかった、少しでも高齢者の負担を減らしていただきたかったということで、今回のこの第3号議案に対しては反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（加藤信明君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤信明君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採 決

○議長（加藤信明君） これより採決します。

初めに、日程第7 議第2号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を起立により採決をします。

お諮りします。ただいまの議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤信明君） 御着席願います。

全員起立であります。したがいまして、日程第7 議第2号につきましては原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議第3号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決をします。

お諮りします。ただいまの議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤信明君） 御着席願います。

起立多数であります。したがいまして、日程第8 議第3号につきましては原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを起立により採決をします。

お諮りします。ただいまの議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤信明君） 御着席願います。

全員起立であります。したがいまして、日程第9 議第4号につきましては原案のとおり可決されました。

議第5号

○議長（加藤信明君） 次に日程第10 議第5号山形県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画についてを上程します。

提案理由の説明

○議長（加藤信明君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（加藤信明君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第5号について提案理由を御説明申し上げます。

議第5号につきましては、後期高齢者医療制度を取り巻く新たな課題等に対応し、引き続き市町村と連携、協力しながら、制度の安定した運営を行っていくため、第2次広域計画を見直し、新たに第3次広域計画を作成しようとするものです。

詳細については事務局より御説明申し上げます。

○事務局次長（太田修君） 議長。

○議長（加藤信明君） 太田事務局次長。

○事務局次長（太田修君） 議第5号山形県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画について御説明申し上げます。

議案書9ページをお願いいたします。当広域連合における最上位計画である現行の第2次広域計画を見直し、新たに第3次広域計画を策定するものであります。詳細につきましては、別冊である山形県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画案で御説明を申し上げます。なお、本計画につきましては、これまで政策調整会議や長寿医療懇談会等での議論を踏まえ、さらには1カ月間にわたるパブリック・コメントを実施し、調整を図ったものであります。

それでは最初に計画書1ページをお願いいたします。第3次広域計画策定の趣旨についてであります。後期高齢者医療制度の開始から10年が経過しようとしている現在、制度を取り巻く環境にもさまざまな変化が生じてきております。このような状況のもと、新たな課題等に的確に対応し、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るため、第3次広域計画を策定するものであります。

次にⅡの制度を取り巻く現状と課題であります。医療費の推移等の現状を分析し、第3次広域計画期間中において取り組みの強化が求められる5つの課題を抽出したところであります。

次に計画書6ページをお願いいたします。計画の根幹をなす基本方針については、後期高齢者医

療広域連合として、さきの現状と課題を踏まえつつ、市町村との密接な連携のもとで、双方の役割と計画期間における施策の方向性を明確化することにより、後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営に努め、被保険者の誰もが安心して健やかに暮らすことができる社会の実現を目指すとしたところであります。

次にⅣの基本計画についてであります。基本計画については、1 広域連合と市町村の事務分担、2 施策の方向性の2つで構成しており、広域連合と市町村の事務分担については、被保険者の資格管理や医療給付に関する事務など5つの事項について、効率的かつ効果的な事業の推進を図るため、広域連合と市町村それぞれの役割を明示させていただいております。施策の方向性につきましては、事務処理や医療費の適正化など、今後重点的に推進していく6つの施策について、進むべき方向性を明示し、基本方針に掲げた社会の実現を図るものであります。

最後に、計画書9ページに記載の第3次広域計画の期間についてであります。将来における環境の変化等への対応と関連する諸計画との整合性を考慮し、平成30年度から35年度までの6年間とするものであります。

以上で第3次広域計画についての説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（加藤信明君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質 疑

○議長（加藤信明君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

○11番（五十嵐智洋君） 議長。

○議長（加藤信明君） 11番 五十嵐議員。

○11番（五十嵐智洋君） 長井市議会の五十嵐でございます。連合長に総論的なものをお尋ねしたいと思います。

先ごろ山形県の人口110万人割れというふうな報道がございました。それで、かつ、転入転出ですけれども、転出超過の市町村がほとんど、県都山形市も200人台ですか、転出超過ということで、若い人がだんだん減っているということですね。国家予算の3分の1を社会保障費が占めているという現状でなかなか少子化対策も上がってこないというような現状でこの山形県、危機的状況にあるかと私は思っております。ですから、私どもの使命は、何とか医療費適正化を、政治の面で進めなくてはいけないというふうに思っております。そして、国保連合会なり行政、公務員とともにですね、本当に真剣に取り組まなくてはいけないというふうに思っております。先ほどの秋葉議員が質問した歯周疾患の件について私も、3年前から申し上げておいて、当時8%しかなかったんです。10人に1人しか受けていないのは何だというふうなことを申し上げますと、やはり、お役所的な答弁が返ってきて、実際には進んでいない。これが進めば、この口腔ケアを進めれば、肺炎のリスクが減ったり、認知症予防になる。皆さん知ってたわけですよ。ところが、市町村に

落としてもなかなか進まないという、この辺を何とかしていかないと、絶対に高齢者の医療費、健康というのも非常に騒がれていますよね。何とか本当に真剣に連合長中心となって、若い市長がしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（加藤信明君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） お答えいたします。高齢化が進み、また、おっしゃるようになりますね、若者が減っていく、あるいはなかなか出生率が上がらないというような状況の中で、持続的にですね、この後期高齢者医療制度、県の中で維持していくというためにはですね、やはり、予防ですね、これについてしっかりと力を入れて、そして医療費を適正なものにしていかなきゃいけないというふうに私も思っております。同様の課題はですね、すべての市町村、あるいは県も問題意識としては共有しているものというふうに思っておりますし、例えば今御指摘のあった歯周病ですね、これはかなり健康寿命という点で効果が大きいのではないかとというさまざまな研究も出ているところでありますし、各市町も、例えば8020運動ですとか、山形市でいえば、簡易な歯周病検査のモデル事業を今、山形市のほうでやっているということでそれぞれ取り組みが進んでいるものというふうに思っております。今後、広域連合としましてもですね、そうした各自治体の取り組みや、あるいは全国的な状況を見ながらですね、先ほどの健診率の向上ですとか、またあるいは別な手段がないかというようなこともしっかりと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（五十嵐智洋君） 議長。

○議長（加藤信明君） 11番 五十嵐議員。

○11番（五十嵐智洋君） ことは豪雪で、各自治体ともお困りのことだと思います。毎日ですけど私の近所の高齢者も雪かきに追われておまして、雪かき忙しくて医者さ行がねということ、役割があるんですね。無駄とは言えないかもしれませんが、毎日電気かけに行ったりですね、なくなると思うんですね。1つ、我が長井市のことで御披露したいんですけども、去年の3月議会で管理職、一般職も含めてインフルエンザにかかってですね、大変、議会の開催も危ぶまれるほどだったんですね。私は、職員の方が何%、インフルエンザの予防接種しているんだというふうに聞きました。なんと耳を疑うような21%くらいでした。長井市は1,500円、組合のほうからですね、補助が出るにもかかわらず。なのでバタバタと罹患者が増えて当然休み、1週間休まなくちゃいけないですよ。私やかましく言った、何だこの状態はと。医療、福祉の分野の職員さえもですね、していない。市民にはですね、高齢者には絶対するように、私以前、高齢者施設に勤務しておりますけど、職員100%ですよ、家族も含めて。私は公務員には優しい議員なんですけれども、これはだめだよと、職員倫理に戻るんだよというふうなことを切々と申し上げて、もうことは100%、去年ですね。そうしましたら、2人しかインフルにかからなかったんです、長井市職員。

いかに残業が減ったか。こういうことがありますので、こういう福祉分野にかかわる職員の方では、個人の自由とかではなくって、そういったことも進めていっていただきたいんですけども、連合長いかがでしょうか。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（加藤信明君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ありがとうございます。各自治体においてはそういう事例もあるということで大変参考にさせていただきます。当広域連合の範囲の中でですね、どのように、そうした事前の予防ですね、これを充実していくかということは大きな課題としてとらえて、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（加藤信明君） よろしいですね。

○11番（五十嵐智洋君） はい。

○議長（加藤信明君） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤信明君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討 論

○議長（加藤信明君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤信明君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採 決

○議長（加藤信明君） これより採決をします。

日程第10 議第5号山形県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画ついてを起立によって採決をします。

お諮りします。ただいまの議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤信明君) 御着席願います。

全員起立であります。したがいまして、日程第10 議第5号につきましては原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

広域連合長あいさつ

○議長(加藤信明君) この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長(佐藤孝弘君) 議長。

○議長(加藤信明君) 佐藤連合長。

○連合長(佐藤孝弘君) 広域連合議会2月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の2月定例会に提案いたしました各案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議をいただきましてまことにありがとうございました。

当広域連合といたしましても、今後も制度を安定的に運営していくため、必要な財源を適切に確保するとともに、医療に要する費用が過度に増大しないよう医療費適正化の推進を図っていきたいと考えております。また、高齢者の方々の健康保持・増進事業の充実にも努めながら、被保険者が安心して必要な医療を受けられるよう、市町村や関係機関と連携、協力をしてまいります。

議員の皆さまにおかれましては、健康に御留意の上、後期高齢者医療制度の確実な運営のため、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長(加藤信明君) 以上で、平成30年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

長時間にわたり御苦労さまでした。

午後3時26分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 加 藤 信 明

副 議 長 早 坂 文 也

署名議員 秋 葉 新 一

署名議員 赤 塚 幸 一 郎